### 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号(以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内企業等が、広島県内で勤務する従業員等を対象としたリスキリングを行う際に、人材開発支援助成金を活用する場合の申請事務等を社会保険労務士等に業務委託する事業に要する経費の一部を補助することにより、リスキリングに取り組む企業等の拡大を図り、県内企業等の生産性向上や新たな付加価値創出等を促進することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1)人材開発支援助成金 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第1号、 第4号、第5号及び第9号、並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附 則第34条及び第35条の規定に基づく人材開発支援助成金の人への投資促進コース及び 事業展開等リスキリング支援コースをいう。
  - (2) 県内企業等 次のア及びイに該当する法人等をいう。
    - ア 人材開発支援助成金制度における対象要件を満たし、広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有すること。
    - イ 知事が別に定める要領に基づき、リスキリング推進宣言を行った法人等であること。
- (3) 社会保険労務士等 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に基づく社会保険労務士となる資格を有し、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録を受けた者又はその者が所属する法人をいう。
- (4) リスキリング 企業等の経営戦略や人材戦略のもと、今後の新たな業務等に必要となる スキルや知識を従業員が習得することをいう。

(補助金交付の対象等)

- 第4条 補助事業は、県内企業等が人材開発支援助成金を活用する場合の申請事務等を社会保 険労務士等に業務委託する事業で、次に掲げる者を除き、補助事業を行う補助金の交付の対 象となる県内企業等(以下「補助事業者」という。)に対し、補助金を交付する。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他風俗上 好ましくない事業を行う者。
  - (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第2条第3号に規定する暴力 団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者。
  - (3) 申請日から過去3年間に労働関係法令等に違反する重大な事実がある者。
- (4) 当該事業に係る他の補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けている者。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。
- (6) その他、補助金を交付することが適当でないと知事が認めた者。
- 2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第2条に掲げる目的 を達成するため、都道府県労働局に対する支給申請額の5分の1又は人材開発支援助成金の 申請書類等の提出に係る業務について社会保険労務士等に報酬として支払った次の各号に掲 げる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計額のうち、いずれか低い方の 額とする。
- (1) 都道府県労働局長へ申請する申請書類及び添付資料等の作成に要する経費
- (2) 都道府県労働局長への代行申請に要する経費
- (3) その他知事が必要と認めた経費

#### (補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4とし、50万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付する。

### (交付の申請)

- 第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおり とし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める期日とする。
- 2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費の算出根拠書類
- (2) 法人の場合は、補助事業申請日から3か月以内に法務局で発行された補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)の履歴事項全部証明書個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書
- (3) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書(県税及び地方法人特別税について未納がないことを証するもの)
- (4) 法人の場合は、過去3年分の収支計算書(貸借対照表、損益計算書等の決算書類) 個人事業主の場合は、過去3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表
- (5) その他知事が必要と認める書類

#### (交付決定の通知)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、別記様式第2号により行うものとする。

#### (交付の条件)

- 第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1)補助事業の内容の変更を行う場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助 事業に要する経費全体の20%以内の減少となる変更を行う場合を除く。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業が予定期間内に完了しない場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業者は、前項第1号又は第2号の承認等を受けようとする場合には別記様式第3号 による承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条 の規定による通知を受けた日から起算して20日以内とし、別記様式第4号による取下届出 書を知事に提出するものとする。

#### (実績報告)

- 第10条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、 その提出期限は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日とする。
- 2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 社会保険労務士等と締結した補助事業に係る契約を証するものの写し
- (2) 補助事業に係る社会保険労務士等からの請求が確認できる書類
- (3) 補助事業に係る社会保険労務士等への支払が確認できる書類
- (4) 都道府県労働局長への申請を証するものの写し
- (5) リスキリング対象従業員等名簿(別記様式第6号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとし、補助 事業者は、別記様式第7号により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第12条 規則第17条及び18条により、知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の 各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定取消・返還通知書により、当該補助事業 者に対して交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。
  - (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたことが認められた場合
  - (2) 補助対象期間内に、労働関係法令その他法令に係る重大な違反をしていることが認められた場合
- (3) この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反していることが認められた場合

#### (帳簿等の保存期間)

第13条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に行われる補助事業に係る経費から 適用する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。令和6年度に行われる補助事業に係る経費から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。令和7年度に行われる補助事業に係る経費から適用する。

附則

この要綱は、令和7年10月23日から施行する。

## 年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業申請者) 郵便番号 住所 法人名 代表者役職・氏名 担当者役職・氏名 (電話番号) (メールアト・レス)

広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助交付申請額等

労働局に対する支給申請見込み額	ш
刀割用に対する文和中間元とが領	П
補助事業に要する経費(税込)	円
補助対象経費 (税抜)	円
補助金交付申請額(百円未満切り捨て)	円

2 リスキリング対象従業員等人数

県内で勤務する従業員等の人数()名

県外で勤務する従業員等の人数()名

## 【添付書類】

- (1) 補助事業に要する経費の算出根拠書類
- (2) 【法人の場合】補助事業申請日から3か月以内に法務局で発行された補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)の履歴事項全部証明書

【個人の場合】個人事業の開業・廃業等届出書

- (3) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書(県税及び地方法人特別税について未納がないことを証するもの)
- (4) 【法人の場合】過去3年分の収支計算書(貸借対照表、損益計算書等の決算書類) 【個人の場合】過去3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表
- (5) その他知事が必要と認める書類

## 【申告事項】

次の各項目に該当することを確認し、✔を記載してください。

	人材開発支援助成金の補助対象となる法人等であることを国(労働局等)へ確認
	している。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122
	号) 第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊
	営業その他風俗上好ましくない事業を行っていない。
]	広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第2条第3号に規定す
	る暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象ではない。
	申請日から過去3年間に労働関係法令等に違反する重大な事実がない。
	当該事業に係る他の補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けてい
	ない。
	宗教活動や政治活動を主たる目的としていない。
	県外従業員分に係る費用が補助対象経費に含まれていない。

## 【事業計画】

- 1 補助金の交付を申請しようとするコース (いずれかに ✓ を記載してください)
  - □人への投資促進コース
  - □事業展開等リスキリング支援コース
- 2 労働局への助成金申請に係る業務を委託しようとする社会保険労務士等の名称(個人の場合は氏名)
- 3 事業完了予定日(社会保険労務士等への支払が完了する予定の日)

年 月 日

4 収支計画

	内容	金	額	
1177 7	補助金収入(交付申請額)			円
収入	自己負担分			円
	小計			円
支 出	2に掲げる社会保険労務士等への支払			円
	小 計			円

 第
 号

 年
 月

 日

様

広 島 県 知 事 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 人的資本経営促進課

年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金の交付決定について (通知)

年 月 日付けで申請のこのことについては、次のとおり交付します。

1 交付の金額

- 2 交付の対象事業及び内容
- (1) この補助金の対象となる事業(以下「事業」という。)は、 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。
- (2)補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。

ただし、事業の内容が変更された場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に指示するところによるものとする。

補助事業に要する経費金円補助対象経費金円補助金金円

- 3 交付の条件
- (1)補助事業の内容の変更を行う場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助 事業に要する経費全体の20%以内の減少となる変更を行う場合を除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3)補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業が予定期間内に完了しない場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 県が行う実績報告に基づく確定検査等に応じること。
- 4 この事業は、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)及び広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱(令和 年 月 日施行)の適用を受けるものである。
- 5 交付の方法

この補助金は、規則第15条の規定により、補助金等の額の確定後に交付するものとする。

# 年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金に係る 補助事業変更等承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業者) 郵便番号 住所 法人名 代表者役職・氏名 担当者役職・氏名 (電話番号) (メールアト・レス)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助事業の内容を次のとおり (変更、中止、廃止)したいので、広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱第8条 の規定により、申請します。

1 (変更、中止、廃止)の理由 ※できるだけ具体的に記入すること。

2 (変更、中止、廃止)の内容

## 別記様式第4号

年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付申請取下届出書

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業者) 郵便番号 住所 法人名 代表者役職・氏名 担当者役職・氏名 (電話番号) (メールアト・レス)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助金の交付申請を、次のと おり取り下げることとしたので、広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱第9条の 規定により、次のとおり届け出ます。

【交付申請の取下理由】

年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業申請者) 郵便番号 住所 法人名 代表者役職・氏名 担当者役職・氏名 (電話番号) (メールアト・レス)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助事業を完了したので、広島県人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

#### 1 補助金額等

補助事業に要する経費(税込)	円
補助対象経費 (税抜)	円
補助金交付申請額(百円未満切り捨て)	円

## 【添付書類】

- (1) 社会保険労務士等と締結した補助事業に係る契約を証するものの写し
- (2) 補助事業に係る社会保険労務士等からの請求が確認できる書類
- (3) 補助事業に係る社会保険労務士等への支払が確認できる書類
- (4) 都道府県労働局長への申請を証するものの写し
- (5) リスキリング対象従業員等名簿(別記様式第6号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

## 年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金に係る リスキリング対象従業員等名簿

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業申請者) 郵便番号 住所 法人名 代表者役職・氏名 担当者役職・氏名 (電話番号) (メールアト・レス)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助事業について、広島県 人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおりリスキリング の対象従業員等を届け出ます。

助成金申請先: 労働局

氏名	配属先	勤務地住所

※行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

上記の内容に虚偽や不正が発覚した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、事業者名などの情報が公表されることに同意します。

年度 広島県人材開発支援助成金活用支援補助金に係る精算払請求書

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業申請者) 郵便番号 住所 法人名 代表者役職・氏名 担当者役職・氏名 (電話番号) (メールアト・レス)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助事業について、広島県 人材開発支援助成金活用支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	本店・ 支店名	
預金種目		
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		